

伊佐市農業委員会 12 回総会議事録

1. 開催日時 平成 31 年 3 月 28 日 (水) 午前 9 時 00 分から 10 時 35 分
2. 開催場所 菱刈庁舎 3 階大会議室
3. 出席委員 (28 人)
会 長 15 番委員
委 員

農業委員

- | | |
|-------|--------|
| 1 番委員 | 10 番委員 |
| 2 番委員 | 11 番委員 |
| 3 番委員 | 13 番委員 |
| 4 番委員 | |
| 5 番委員 | |
| 7 番委員 | |
| 8 番委員 | |
| 9 番委員 | |

農地利用最適化推進委員

- | | |
|---------|----------|
| 1 番推進委員 | 11 番推進委員 |
| 2 番推進委員 | 12 番推進委員 |
| 3 番推進委員 | 13 番推進委員 |
| 4 番推進委員 | 14 番推進委員 |
| 6 番推進委員 | 15 番推進委員 |
| 7 番推進委員 | 16 番推進委員 |
| 8 番推進委員 | 17 番推進委員 |
| 9 番推進委員 | 20 番推進委員 |

4. 欠席委員 (3 人)

5. 議事日程

第 1 会議録署名委員の指名 1 番委員 2 番委員

第 2 議案第 1 号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について

議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第 3 号「農業振興地域整備計画の一部変更 (用途区分変更・除外・編入) 申出」の意見決定について

議案第 4 号「農地法第 4 条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第 5 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第 6 号「非農地証明願」について

議案第 7 号「別段の面積 (下限面積)」の決定について

議案第 8 号「農地付空き家・空き店舗バンク」による下限面積 (地番指定) について

議案第 9 号「職員の任免」について

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長	農地振興係長
農地振興係書記	

【開始時間 午前9時00分】

事務局長 おはようございます。只今より、平成30年度第12回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください。一同礼。

議長 皆様おはようございます。
我々委員も今月末をもって3年間の任期が満了となるわけですが、今回で勇退される方については、非常にお疲れ様でした。お世話になりありがとうございました。

先日、市長部局の方で異動内示が発令されました。農業委員会の職員も該当者がいましたので、追加議案で皆さんにお配りしてあるかと思いますが、職員の任免について協議していただくこととなりますのでよろしくお願い申し上げます。

本日は、14番農業委員が欠席で、出席人数は12名で、規定に達しておりますので、総会は成立いたします。

本日の議事録署名委員を、指名いたします。

1番農業委員と2番農業委員に、お願いいたします。

ただいまより総会を始めます。

————— 諸般報告 —————

議長 事務局より、諸般の報告について、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知」をお願いいたします。

事務局 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知につきましてご報告いたします。

資料は1から6ページになります。

基盤強化法による解約が14件、田39筆、畑11筆です。以上報告いたします。

議長 報告が終わりました。質問をされる委員は挙手し委員番号をお願いいたします。質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

————— 議案第1号 —————

議長 なしということですので、只今から議案の審議に入ります。

議長	<p>議案第1号「農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について議題といたします。</p> <p>事務局の報告を求めます。</p>
事務局	<p>議案第1号「農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定の、所有権移転についてご説明いたします。</p> <p>7ページをご覧ください。</p> <p>番号1番の譲渡人は、伊佐市大口宮人に居住されています YKさん65歳です。</p> <p>譲受人は、伊佐市大口宮人に居住されています認定農業者の IKさん68歳で、経営面積は、田46,795㎡、畑13,040㎡、生産牛25頭を飼養しています。</p> <p>所在地は、伊佐市大口宮人字乳母山1972番6外2筆で、地目は田、地積は合計3,369㎡で、ジャパンファームより南西500mの圃場整備区域内に位置し、良く管理された田です。</p> <p>番号2番の譲渡人も番号1番と同じであります。</p> <p>譲受人は、伊佐市大口宮人に居住されています認定農業者の YHさん70歳で、経営面積は、田106,822㎡、畑5,473㎡、合計112,295㎡であります。</p> <p>所在地は、伊佐市大口宮人字牛田1950番6外2筆で、地目は田、地積は合計4,002㎡で、ジャパンファームより南へ700mに位置し、良く管理された田です。</p> <p>番号3番の譲渡人は、伊佐市菱刈前目に居住されています MIさん88歳です。</p> <p>譲受人は、伊佐市菱刈前目に居住されています認定農業者の IAさん69歳で、経営面積は、田10,518㎡、畑445㎡、合計10,963㎡であります。</p> <p>所在地は、伊佐市菱刈前目字ウツキ田976番1外2筆で、地目は田、地積は合計4,941㎡で、まごし館より西へ約200mの圃場整備区域内に位置し、良く管理された田です。</p> <p>番号4番の譲渡人は、伊佐市菱刈荒田に居住されています UYさん76歳です。</p> <p>譲受人は、伊佐市菱刈南浦に事務所を置く、農地適格法人の株式会社FKで、経営面積は田221,829㎡、畑10,038㎡、合計231,867㎡であります。</p> <p>所在地は、伊佐市大口堂崎及び菱刈荒田に散在しており、地目田10筆で、地積は合計23,396㎡です。</p> <p>続きまして、基盤法の貸借についてご説明いたします。</p>

35ページをご覧ください。期間は1年から10年で、面積は田193,407㎡、畑24,813㎡、計218,220㎡です。利用権を設定する者の数68名、利用権の設定を受ける者の数35名です。

土地の詳細につきましては、8ページ番号1から34ページ番号82のとおりです。

以上説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 只今、事務局の報告が終わりました。委員の皆さんご意見、質問はございませんか。

8番農業委員 議案第1号ですが、これまで農業委員の方であっせんをしていたんですが、今はどうなっているんですか。

事務局 これについては、あっせんとは別で、あっせんについては、あっせん依頼を受ければ、委員さん2名を立て探していただくという事業ですが、この場合は認定農業者が受け手の場合は、立ち合いとして委員さんたちを入れますが、あっせんの依頼とは別で、今まで3条で許可を取っていた部分もありますが、認定農業者に集積するということで経営基盤の所有権移転という事業ですので、あっせんとは別になります。

議長 よろしいでしょうか。

(「はい」という声あり。)

議長 外にないでしょうか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。

議案第1号事務局の報告のとおり、決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。

よって議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見については決定いたしました。

議長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定について提案いたします。

整理番号10番につきましては取下げ申請がありました。

整理番号1番から12番まで一括で報告をお願いします。ご意見、質問は全ての報告終了後お願いいたします。

整理番号1番について、1番農業委員の報告を求めます。

1番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定について、整理番号2番につきまして、去る3月26日に現地調査を行いましたので、私1番が報告いたします。

申請人 HHさんは、伊佐市大口牛尾に居住され、年齢は81歳です。

渡し人 TTさんは、伊佐市大口里に居住され、年齢は94歳です。

申請地は、伊佐市大口牛尾字玉田820番4外1筆で、地目は田、地積は合計3,374㎡で、所有権移転売買であります。

受人の経営面積は221,708㎡で取得可能面積であります。農業従事者は3名で、通作距離は約1kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されております。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号2番について、13番農業委員の報告を求めます。

13番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号2番につきまして、去る3月22日現地調査を行いましたので、私13番が報告いたします。

申請人 KYさんは、伊佐市大口里に居住され、年齢は55歳です。

渡し人 SMさんは、伊佐市大口里に居住され、年齢は53歳です。

申請地は、伊佐市大口里字中島1294番、地目は畑、地積は131㎡の所有権移転売買であります。

受人の経営面積は20,527㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約1.5kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当し

ないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長

整理番号3番について、11番農業委員の報告を求めまます。

11番
農業委員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号3番につきままして、去る3月21日現地調査を行いましたので、私11番が報告をいたしまます。

申請人 NTさんは、伊佐市菱刈南浦に居住され、年齢は63歳です。

渡し人 HKさんは、伊佐市菱刈荒田に居住され、年齢は75歳です。

申請地は、伊佐市菱刈荒田字青木元2721番で、地目は田、地積は1,796㎡で、所有権移転売買であります。

受人の経営面積は10,360㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約1kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付されております。

委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長

整理番号4番について、8番農業委員の報告を求めまます。

8番
農業委員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号4番につきままして、去る3月25日現地調査を行いましたので、私8番が報告をいたしまます。

申請人 KKさんは、伊佐市大口田代に居住され、年齢は64歳です。

渡し人 HYさんは、伊佐市大口田代に居住され、年齢は61歳です。

申請地は、伊佐市大口田代字千代川1522番14で、地目は畑、地積は667㎡で、所有権移転売買であります。

受人の経営面積は3,445㎡で取得可能面積であります。農業従事者は1名で、自宅側で現況は不耕作地であります。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付されております。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長

整理番号5番について、13番農業委員の報告を求めます。

13番
農業委員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号5番につきまして、去る3月22日現地調査を行いましたので、私13番が報告をいたします。

申請人 IHさんは、伊佐市大口木ノ氏に居住され、年齢は61歳です。

渡し人 IAさんは、伊佐市大口木ノ氏に居住され、年齢は85歳です。

申請地は、伊佐市大口木ノ氏字村ノ前1564番外4筆で、地目は田で地積は合計6,958㎡の所有権移転贈与であります。

受人の経営面積は今回の贈与分6,958㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約1kmで、現況はよく管理された農地であります。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付されております。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長

整理番号6番について、10番農業委員の報告を求めます。

10番
農業委員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号6番につきまして、去る3月22日現地調査を行いましたので、私10番が報告をいたします。

申請人 AYさんは、伊佐市菱刈田中に居住され、年齢は68歳です。

渡し人 USさんは、伊佐市菱刈南浦に居住され、年齢は77歳です。

申請地は、伊佐市菱刈田中字萩原沼田1759番1外4筆で、地目は田、地積は合計4,350㎡で所有権移転売買であります。

受人の経営面積は現在1,264㎡ですが、今回の取得分4,350㎡の計5,614㎡で取得可能面積であります。農業従事者は3名で、通作距離は約1kmで、現況はよく管理された農地であります。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付されております。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終

わります。

議長 整理番号7番について、3番農業委員の報告を求めます。

3番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号7番につきまして、去る3月18日現地調査を行いましたので、私3番が報告をいたします。

申請人 AMさんは、伊佐市大口曾木に居住され、年齢は66歳です。

渡し人 OTさんは、伊佐市大口針持に居住され、年齢は77歳です。

申請地は、伊佐市大口曾木字久保園563番4で、地目は田、地積は865㎡で所有権移転贈与であります。

受人の経営面積は77,959㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約500mで、現況はよく管理された農地であります。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付されております。

委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号8番について、7番農業委員の報告を求めます。

7番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号8番につきまして、去る3月22日現地調査を行いましたので、私7番が報告をいたします。

申請人 OSさんは、始良市加治木町に居住され、年齢は44歳です。

渡し人 OMさんは、伊佐市大口小木原に居住され、年齢は72歳です。

二人は親子関係になります。

申請地は、伊佐市大口小木原字西牟田770番1外5筆で、地目は田、地積は合計7,775㎡と、小木原字永山689番31外1筆が、地目は畑、地積は合計2,916㎡で、計8筆地積合計10,691㎡の所有権移転贈与であります。

受人の経営面積は今回の贈与分10,691㎡で取得可能面積であります。農業従事者は3名で、通作距離は車で約1時間で、現況はよく管理された農地であります。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付されております。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長

整理番号9番について、9番農業委員の報告を求めます。

9番
農業委員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号9番につきまして、去る3月22日現地調査を行いましたので、私9番が報告をいたします。

申請人 KTさんは、伊佐市大口上町に居住され、年齢は67歳です。

渡し人 TTさんは、伊佐市大口里に居住され、年齢は94歳です。

申請地は、伊佐市大口大島字西榎水流1384番外1筆で、地目は田、地積は合計1,725㎡と、大島字西榎水流1385番が、地目は畑、地積は631㎡で、地積合計2,356㎡の所有権移転贈与であります。

受人の経営面積は3,900㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約2kmで、現況はよく管理された農地であります。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付されております。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長

整理番号11番について、4番農業委員の報告を求めます。

4番
農業委員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号11番につきまして、去る3月22日、27日に現地調査を行いましたので、私4番が報告をいたします。

申請人 NHさんは、伊佐市大口篠原に居住され、年齢は52歳です。

渡し人 NTさんは、伊佐市大口篠原に居住され、年齢は79歳で、親子関係になります。

申請地は、伊佐市大口篠原字才平1441番外27筆で、地目は田、地積は合計32,744㎡と、篠原字松ヶ迫上1847番7が、地目は畑、地積は1,473㎡で、地積合計34,217㎡の所有権移転贈与であります。

受人の経営面積は103,947㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約4kmで、現況はよく管理された農地であります。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当し

ないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付されております。

委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号12番について、5番農業委員の報告を求めまます。

5番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号12番につきままして、去る3月22日に現地調査を行いましたので、私5番が報告をいたしまます。

申請人 ITさんは、伊佐市大口篠原に居住され、年齢は57歳です。

渡し人 NTさんは、伊佐市大口篠原に居住され、年齢は79歳です。

申請地は、伊佐市大口篠原字氏盛2360番、地目は田、地積は1,200㎡で、所有権移転売買であります。

受人の経営面積は47,234㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約500mで、現況はよく管理された農地であります。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付されております。

委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

8番農業委員 整理番号7番についてですが、他人同士なのに贈与となっておりますが、いくら土地の値段が安いからといっても何か理由があつたんですか。

3番農業委員 私も現地に行ってみました。

現地はAさんの田のすぐ側で、OさんがAさんにくるっで、と言われたそうですが、Aさんも、ただでもらうことはできないので、後でお金をいくらかはわかりませんが、やるとのことでした。

議長 ほかにありませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございませますので、お諮りいたしまます。

議 長 整理番号1番から整理番号12番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号1番から整理番号12番は、許可が決定いたしました。

議 長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数12件について、1件の取下げ、11件の許可が処分決定いたしました。

————— 議案第3号 —————

議 長 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更 (用途区分変更・除外・編入)」申出の意見決定について提案いたします。
整理番号1番について、3番農業委員の報告を求めます。

3 番 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更 (除外)」申出の意見決定の整理番号1番について、去る3月22日、申請人の Y I さん立会いのもと、12番推進委員、14番推進委員、私3番農業委員の3名で共同調査を行いましたので、3番が報告いたします。

農 業 委 員 申請人 Y I さんは、霧島市国分松木町に居住され、年齢は69歳です。
申請地は、伊佐市菱刈南浦字柳野1304番2で、地目は畑、地積は1,062㎡であります。

所在地は、南九州変電所の西側に位置し、現況は不耕作地で、農道が通った畑地帯と山林です。除外後は太陽光発電施設を建設しようと計画されています。

この申請は具体的な転用計画があり、除外することで農用地の集団化、農作業への効率化への影響、担い手の利用集積に支障をおよぼす恐れ、及び農用地など保全施設の有する機能に影響をおよぼす恐れはありません。

添付書類として、農用地利用計画変更申請書、農地利用計画変更に係る意見依頼書、位置図、現地写真等が提出されています。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において申請地の除外は適当と判断しましたが、委員の皆様方のご審議方よろしく願いしまして、私の報告を終わります。

議 長 3番農業委員の調査報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問

はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号1番について、意見を決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号1番は、意見並び許可が決定いたしました。

議長 整理番号2番について、1番農業委員の報告を求めます。

1番農業委員 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更)」申出の意見決定の整理番号2番について、去る3月22日、TSさんとMAさん立ち合いのもと、7番農業委員、私1番農業委員の2名で共同調査を行いましたので、1番が報告いたします。

申請人 KEさんは、伊佐市大口山野に居住され、年齢は90歳です。

申請地は、伊佐市大口山野字岩淵972番で、地目は田、地積は1,060㎡であります。

用途変更の理由としては、申請地の隣に農事組合法人山野グリーンファームライスセンターがあり、農業用施設の資材置き場として使用することです。

所在地は、山野小学校から西へ約500mに位置し、北側は山野グリーンファーム、南と東側は田、西側は農道と堤防で、排水関係も東側の水路に流すことになっており、計画に問題はないと思われま。

添付書類として、字図、全部事項証明書、位置図、現地写真等が提出されています。

調査の結果、この申請については2名の調査員の意見において申請地の用途区分変更は適当と判断しましたが、委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして、私の報告を終わります。

議長 1番農業委員の調査報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号2番について、意見を決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号2番は、意見並び許可が決定いたしました。

議 長 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更 (用途区分変更・除外・編入)」申出の意見決定について、申請件数2件について、意見決定2件が決定いたしました。

————— 議案第4号 —————

議 長 議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定について提案いたします。
整理番号1番について、11番農業委員の報告を求めます。

1 1 番 議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号1番について、去る3月22日、申請人の代理人M行政書士立会いのもと、2番農業委員、19番推進委員、私11番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、11番が報告いたします。

申請人 MTさんは、伊佐市菱刈徳辺に居住され、年齢は74歳です。

申請地は、伊佐市菱刈徳辺字堂田2457番1で、地目は田、地積は998㎡と、徳辺字堂田2461番1外1筆、地目は畑、地積は合計1,441㎡で、3筆合計2,439㎡であります。

農地区分は第1種農地で、転用目的は駐車場及び資材置場であります。

所在地は、菱刈庁舎より東へ約1.5kmに位置しており、東側は国道、西側は畑、南側も畑、北側は宅地であり、周囲に与える影響はないと思われれます。

この申請は、5条申請の番号9と一体事業であり、第1種農地であるため、例外理由は集落接続施設となっております。

添付書類として、全部事項証明書、残高証明書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書、汚廃水処理確約書、委任状等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であ

ると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願ひいたします。以上で報告を終わります。

議 長 11番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号1番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号1番は、処分決定いたしました。

議 長 整理番号2番について、5番農業委員の報告を求めます。

5 番 議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号2番について、去る3月22日、申請人の代理人 T 行政書士立会いのもと、4番農業委員、8番推進委員、私5番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、5番が報告いたします。

申請人 TMさんは、静岡県三島市長伏に居住され、市外住民です。

申請地は、伊佐市大口里字中島1297番1で、地目は畑、地積は495㎡であります。

農地区分は第1種農地で、転用目的は一般住宅であります。

所在地は、小水流ニュータウンの近くに位置しており、南側は畑、東側も畑、北側も畑、西側は市道であり、周囲に与える影響はないと思われま

す。
添付書類として、全部事項証明書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書、汚廃水処理確約書、委任状等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願ひいたします。以上で報告を終わります。

議 長 5番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はご

ございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号2番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号2番は、処分決定いたしました。

議長 議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数2件について、2件が決定いたしました。

————— 議案第5号 —————

議長 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定について、整理番号1番について、7番農業委員の報告を求めます。

7番農業委員 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号1番について、去る3月22日、施工業者である株式会社N T氏立会いのもと、1番農業委員、私7番農業委員の2名で共同調査をいたしましたので、7番が報告いたします。

譲受人は、霧島市溝辺町崎森に居住されている MSさんで、市外住民です。

譲渡人は、伊佐市大口平出水に居住されている MKさんで、年齢は89歳です。

申請地は、伊佐市大口平出水字小原野2234番45で、地目は畑、地積は2,286㎡で、農地区分は第2種農地その他の農地であります。

本申請は、賃借で、転用目的は太陽光発電施設となっており、パネル設置枚数324枚、発電出力97.1kWを予定しています。

所在地は、梁瀬牧場から東へ約50mに位置しており、東側は道路、西側は牛舎、南側は牛舎、北側は道路であり、周囲に与える影響はないと思われま。

添付書類として、全部事項証明書、位置図、平面図、事業計画書、会社

の定款、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書積書、転用に関する誓約書、委任状等が添付されております。

調査の結果、この申請については2名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

議 長 7番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号1番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号1番は、処分決定いたしました。

議 長 整理番号2番について、9番農業委員の報告を求めます。

9 番 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定につ
農 業 委 員 いてのうち、整理番号2番について、去る3月22日、申請人の代理人 K
行政書立会いのもと、8番農業委員、13番農業委員、私9番農業委員の
3名で共同調査をいたしましたので、9番が報告いたします。

譲受人は、鹿児島県曾於郡大崎町に所在する (株)GFで、一般法人です。

譲渡人は、伊佐市大口宮人に居住されている HHさんで、年齢は78歳です。

本申請は、所有権移転売買で、転用目的は駐車場及び転回スペースとなっております。

申請地は、伊佐市大口宮人字太郎迫1736番162外1筆で、地目は畑、地積は合計617㎡で、農地区分は第2種農地その他の農地であります。

所在地は、ジャパンファームから東へ約200mに位置しており、南側は市道、東側は山林、西側は雑木、北側はであり、周囲に与える影響はないと思われま。

添付書類として、全部事項証明書、地積図、平面図、事業計画書、被害

防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書積書、転用に関する誓約書、委任状等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 9番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号2番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号2番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号3番について、2番農業委員の報告を求めます。

2番農業委員 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号3番について、去る3月22日、申請人のHTさん立会いのもと、11番農業委員、19番推進委員、私3番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、3番が報告いたします。

譲受人は、伊佐市菱刈川北に居住されている HTさんで、年齢は44歳です。

譲渡人は、鹿児島市小原町に居住されている UYさんで、市外住民です。

本申請は、所有権移転売買で、転用目的は貸駐車場となっております。申請地は、伊佐市菱刈川北字前田2391番1で、地目は田、地積は359㎡で、農地区分は、第2種農地その他の農地であります。

所在地は、湯之尾小学校より北へ約100mに位置しており、南側は山林、東側は宅地、北側は私道、西側は市道であり、周囲に与える影響はないと思われま。

添付書類として、全部事項証明書、位置図、平面図、事業計画書、会社の定款、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書積

書、転用に関する誓約書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議 長 2番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号3番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号3番は、処分決定いたしました。

議 長 整理番号4番については取下げ申請がありました。
整理番号5番について、7番農業委員の報告を求めます。

7 番 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号5番について、去る3月22日、申請人代理人 T 行政書士立会いのもと、1番農業委員、私7番農業委員の2名で共同調査をいたしましたので、7番が報告いたします。

譲受人は、伊佐市大口宮人に所在する I 株式会社代表取締役 HKさんで、一般法人です。

譲渡人は、伊佐市大口大島に居住されている TMさんで、年齢は77歳です。

本申請は、所有権移転売買で、転用目的は駐車場として利用となっております。

申請地は、伊佐市大口里字井手原429番1で、地目は田、地積は2,363㎡で、農地区分は、第3種農地であります。

所在地は、大口伊佐医師会館から東へ約200mに位置しており、東側は宅地、西側は宅地と道路、南側は宅地と雑種地、北側は宅地であり、周囲に与える影響はないと思われま。

当社は伊佐市において、T事業、K事業、T事業等を行っていますが、

現在、事業の規模拡大を行う中、駐車場が不足しており、今回自宅を新築した隣接地の農地が売られることが分かり、監視も付くため購入して申請地を事業用駐車場として利用したいというものであります。

添付書類として、全部事項証明書、位置図、平面図、事業計画書、会社の定款、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書積書、転用に関する誓約書、委任状等が添付されております。

調査の結果、この申請については2名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 7番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号5番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号5番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号6番について、8番農業委員の報告を求めます。

8番農業委員 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号6番について、去る3月22日、申請人の代理人Hさん立会いのもと、9番農業委員、13番農業委員、私8番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、8番が報告いたします。

譲受人は、東京都港区赤坂七丁目に所在する株式会社BLで一般法人です。

譲渡人は、伊佐市大口大島に居住されているKKさんで、年齢は88歳です。

本申請は、所有権移転売買で、転用目的は太陽光発電施設となっており、パネル設置枚数200枚、発電出力49.5kWを予定しています。

申請地は、伊佐市大口大島字本町808番1外1筆で、地目は田、地積は合計1,359㎡で、農地区分は第2種農地その他の農地であります。

所在地は、大島南自治会館の裏側に位置しており、南側は竹山、北側は自治会館、東側は宅地、西側は宅地であり、周囲に与える影響はないと思われま

す。
添付書類として、全部事項証明書、会社の定款、位置図、配置図、資金証明書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書積書、転用に関する誓約書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました

が、委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

議 長 8番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号6番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号6番は、処分決定いたしました。

議 長 整理番号7番について、4番農業委員の報告を求めます。

4 番 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号7番について、去る3月22日、申請人の株式会社N資産管理部のHさん立会いのもと、5番農業委員、8番推進委員、私4番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、4番が報告いたします。

譲受人は、鹿児島市新栄町に所在する 株式会社N 代表取締役 AHさんで、一般法人です。

譲渡人は、伊佐市菱刈花北に居住されている SSさんで、年齢は87歳です。

本申請は、所有権移転売買で、転用目的は太陽光発電施設となっております。

申請地は、伊佐市菱刈花北字中村517番2で、地目は畑、地積は1,321㎡で、農地区分は第2種農地その他の農地であります。

所在地は、ナフコ菱刈店より西へ約1 kmに位置しており、東側は宅地、西側は山林、南側は宅地、北側は宅地と山林であり、周囲に与える影響はないと思われま

す。
太陽光発電施設ですが、パネル設置枚数248枚、設置容量49.7 kWを予定してあります。

添付書類として、全部事項証明書、位置図、配置図、資金証明書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書積書、転用に関する誓約書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました

が、委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 4番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号7番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号7番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号8番について、13番農業委員の報告を求めます。

13番農業委員 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号8番について、去る3月22日、T行政書士立会いのもと、8番農業委員、9番農業委員、私13番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、13番が報告いたします。

譲受人は、福岡県大牟田市に所在する 株式会社 M設計 代表取締役 MKさんで一般法人です。

譲渡人は、伊佐市大口田代に居住されている STさんで、年齢は63歳です。

本申請は、所有権移転売買で、転用目的は太陽光発電施設となっております。

申請地は、伊佐市大口田代字松葉江1番50で、地目は畑、地積は1,989㎡で、農地区分は第2種農地その他の農地であります。

所在地は、羽月西小学校から南へ約2kmに位置しており、南側は宅地と原野、東側は畑、北側は宅地と山林、西側は宅地であり、周囲に与える影響はないと思われます。

太陽光発電施設ですが、パネル設置枚数288枚、設置容量86.4kWを予定してあります。

添付書類として、全部事項証明書、会社の定款、位置図、配置図、資金証明書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書積書、転用に関する誓約書、委任状等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 13番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号8番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号8番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号9番について、2番農業委員の報告を求めます。

2番農業委員 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号9番について、去る3月22日、申請人の代理人 M行政書士立会いのもと、11番農業委員、19番推進委員、私2番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、2番が報告いたします。

譲受人は、伊佐市菱刈徳辺に居住されている MTさんで、年齢は85歳です。

譲渡人は、伊佐市菱刈徳辺に居住されている NAさんで、年齢は77歳です。

本申請は、所有権移転売買で、転用目的は資材置場となっております。申請地は、伊佐市菱刈徳辺字堂田2454番1で、地目は田、地積は522㎡で、農地区分は第1種農地であります。

所在地は、エスライン九州から西へ約300mに位置しており、南側は畑、東側は国道、北側は田、西側は田で周囲に与える影響はないと思われま

す。添付書類として、全部事項証明書、事業計画書、位置図、配置図、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書積書、転用に関する誓約書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 2番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号9番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求め

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号9番は、処分決定いたしました。

議長 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数9件について、1件の取下げ、処分決定8件が処分決定いたしました。

————— 議案第6号 —————

議長 議案第6号「非農地証明願」について提案いたします。
整理番号1番について、3番農業委員の報告を求めます。

3番 議案第6号「非農地証明願」についてのうち、整理番号に1番つきまし

農業委員 | て、去る3月22日、申請人の代理人 M行政書士立会いのもと、12番推進委員、14番推進委員、私3番農業委員の3名で共同調査をしましたので、3番が報告いたします。

申請人 ASさんは、伊佐市大口曾木に居住されています。

申請地は、伊佐市大口曾木字打添3278番3で、地目は畑、地積167㎡です。

周囲の状況は、周りは全て宅地となっております。

非農地となった時期及び理由としまして、昭和46年頃、家を建築する際に私道として使用しており、今後も耕作する予定はないとのこと。

所在地は、曾木小学より西へ約1kmに位置し、北側が宅地、東側が畑、西側が宅地、南側が道路となっております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において、農地性は喪失しており農地への復旧は困難であると判断しました。

添付書類として、非農地証明願、全部事項証明書、位置図、字図、委任状等が提出されています。

委員の皆様方のご審議方よろしく願いいたします。以上で私の報告を終わります。

議 長 | 3番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 | なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号1番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 | 全員挙手。

よって整理番号1番は、非農地証明が決定いたしました。

議 長 | 整理番号2番について、2番農業委員の報告を求めます。

2 番 農業委員 | 議案第6号「非農地証明願」についてのうち、整理番号に2番つきまして、去る3月22日、申請人 SZさん立ち会いのもと、11番農業委員、19番推進委員、私2番農業委員の3名で共同調査をしましたので、2番が報告いたします。

申請人 SZさんは、伊佐市菱刈徳辺に居住されています。

申請地は、伊佐市菱刈徳辺字狐ヶ迫933番4で、地目は田、地積201㎡です。

周囲の状況は、周りは全て山林となっています。

非農地となった時期及び理由としまして、南側と東側は山林で、ここから湧き出てくる水で稲作をしていたが、30年くらい前にこれらの木が伐採され、周辺が埋め立てられ水が確保ができなくなり、稲作が出来なくなったとのことで、平成4年4月から不耕作地となり、宅地の一部として利用していたとのことです。

所在地は、旧森山製材所の北側約200mに位置し、北側は宅地、東側は畑、西側は田、南側は畑であります。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において、農地性は喪失しており農地への復旧は困難であると判断しました。

添付書類として、非農地証明願、全部事項証明書、位置図、字図等が提出されています。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いたします。以上で私の報告を終わります。

議長 2番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号2番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号2番は、非農地証明が決定いたしました。

議長 整理番号3番について、3番農業委員の報告を求めます。

3番農業委員 議案第6号「非農地証明願」についてのうち、整理番号に3番つきまして、去る3月22日、申請人のUさん立会いのもと、12番推進委員、14番推進委員、私3番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、3番が報告いたします。

申請人 UYさんは、伊佐市菱刈荒田に居住されています。

申請地は、伊佐市菱刈南浦字崎山2633番2で、地目は畑、地積は1,301㎡です。

周囲の状況は、周りは全て山林及び荒地となっています。

非農地となった時期及び理由としまして、平成9年に農地の一部に農業用倉庫を建築し、その後、農業用の資材置き場として利用してきたもので、今後も農地として利用する予定がないため、非農地証明願いを出されたものです。

所在地はスカラーより南側に約2kmに位置し、北側は宅地、東側は倉庫、西側は山林、南側も山林であります。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において、農地性は喪失しており農地への復旧は困難であると判断しました。

添付書類として、非農地証明願、全部事項証明書、位置図、字図等が提出されています。

委員の皆様方のご審議方よろしく願いいたします。以上で私の報告を終わります。

議長 3番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号3番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号3番は、非農地証明が決定いたしました。

議長 整理番号4番について、13番農業委員の報告を求めます。

13番農業委員 議案第6号「非農地証明願」についてのうち、整理番号に4番つきまして、去る3月22日、申請人のHTさん立会いのもと、8番農業委員、9番農業委員、私13番農業委員の3名で共同調査をしましたので、13番が報告いたします。

申請人 HTさんは、伊佐市大口下殿に居住されています。

申請地は、伊佐市大口下殿字湯ノ谷716番488外1筆で、地目は畑、地積は合計908㎡です。

非農地となった時期及び理由としまして、平成10年に防火水槽工事のため、施工業者が2筆の畑に砕石を入れ、工事完了後にそのまま退去してしまい農機具を使用できない状態となり現在に至ったとのこと。

Hさんも努力されて、大型トラクターを所有されている方に委託をされましたが、爪が折れたりし耕作を断念されたそうです。

所在地は伊佐森林組合より北へ約150mに位置し、北側、東側、西側は宅地、南側は道路であります。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において、防火水槽と消防車が2台止められる駐車場で約半分が使われ、残りはでこぼこしており農地性は喪失していて、Hさん本人も右腕が不自由なため、農地への復旧は困難であると判断しました。

添付書類として、非農地証明願、全部事項証明書、位置図、字図等が提出されています。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いたします。以上で私の報告を終わります。

議 長 13番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号4番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号4番は、非農地証明が決定いたしました。

議 長 整理番号5番について、11番農業委員の報告を求めます。

1 1 番 議案第6号「非農地証明願」についてのうち、整理番号に5番つきまして、去る3月22日、申請人の代理人 T行政書士立会いのもと、2番農業委員、19番推進委員、私11番農業委員の3名で共同調査をしましたので、11番が報告いたします。

申請人 HMさんは、伊佐市菱刈前目に居住されています。

申請地は、伊佐市菱刈前目字焼山4239番2で、地目は畑、地積1,963㎡です。

周囲の状況は、東側は太陽光発電施設、西側は宅地及び畑、南側は山林、北側は宅地及び畑であります。

非農地となった時期及び理由としまして、平成2年8月農地利用増進法において買収、その後平成4年8月に4239番2と4239番3の2筆に分筆されており、4239番3に平成5年に民宿を建設されています。これに伴い、申請地を駐車場、倉庫、温泉の貯留施設等を設置され現在に至っています。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において、農地性は喪失していて、農地への復旧は困難であると判断しました。

添付書類として、非農地証明願、全部事項証明書、位置図、字図等が提出されています。

委員の皆様方のご審議方よろしく願いいたします。以上で私の報告を終わります。

議長 11番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号5番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号5番は、非農地証明が決定いたしました。

議長 整理番号6番について、11番農業委員の報告を求めます。

11番農業委員 議案第6号「非農地証明願」についてのうち、整理番号に6番つきまして、去る3月22日、申請人の代理人 T行政書士立会いのもと、2番農業委員、19番推進委員、私11番農業委員の3名で共同調査をしましたので、11番が報告いたします。

申請人 HHさんは、伊佐市菱刈徳辺に居住されています。

申請地は、伊佐市菱刈前目字狩迫4208番3で、地目は畑、地積は59㎡です。

周囲の状況は、東西側は畑、北側は市道、南側は畑であります。

非農地となった時期及び理由としまして、先ほどの番号5番の申請地のすぐ側で、5番で説明した内容と同じになりますが、5番の申請地に入る木戸口として利用し現在に至っています。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において、農地性は喪失していて、農地への復旧は困難であると判断しました。

添付書類として、非農地証明願、全部事項証明書、位置図、字図等が提出されています。

委員の皆様方のご審議方よろしく願いいたします。以上で私の報告を終わります。

議 長 11番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号6番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号6番は、非農地証明が決定いたしました。

議 長 議案第6号「非農地証明願」について6件申請のうち、6件の許可が決定いたしました。

————— 議案第7号 —————

議 長 議案第7号農業委員会が定める「別段の面積(下限面積)」の決定について、事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第7号「別段の面積(下限面積)」の決定について、ご説明いたします。63ページをご覧ください。

平成21年の農地法の改正により、農業委員会が農林水産省令に定める

基準に従い、市町村の区域内の全部または一部について、これらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示した時は、その面積を農地法第3条第2項第5号の下限面積として定めることができる。とあります。

伊佐市では平成27年4月20日より、①市内全域下限面積を30aと定め、また平成29年10月1日より、②特例農地として、空き家バンクに付属する農地を下限面積1㎡と定めております。

平成31年度も引き続き①、②の形で運用させていただきたいと考えています。

委員皆様のご審議方よろしくお願いたします。

議長 只今事務局の説明が終わりました。
当市は、30aということで行っているわけですが、変更するか否かを、委員の皆さんにお聞きしたいと思います。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということですので、お諮りいたします。
伊佐市では30aとすることと、特例農地1㎡とすることとで決定してよろしいでしょうか。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって議案第7号農業委員会が定める「別段の面積(下限面積)」の決定については、伊佐市農業委員会が定める下限面積は30aと特例農地1㎡とすることとで決定しました。

————— 議案第8号 —————

議長 議案第8号「農地付空き家・空き店舗バンクによる農地法第3条第2項第5号の下限面積(地番指定)」について事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第8号「農地付空き家・空き店舗バンクによる農地法第3条第2項第5号の下限面積(地番指定)」について事務局よりご説明いたします。
議案番号1番申請人 SRさんは市外住民の方です。
申請地は伊佐市大口里字竿境2213番2外1筆で、大口高校から西、

約500mに位置し、地目は田、地積は2筆計1,540㎡で、良く管理された農地です。

添付書類として、全部事項証明書が添付されており、規定により特例農地の区域指定として別段問題はないと思われま

す。委員皆様のご審議方よろしくお願

議長 事務局の説明が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
農地付空き家・空き店舗バンクによる下限面積(地番指定)について決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって議案第8号「農地付空き家・空き店舗バンクによる(地番指定)」は決定いたしました。

————— 議案第9号 —————

議長 議案第9号「職員の任免」について議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 別添の資料をご覧ください。
議案第9号「職員の任免」についてご説明いたします。
平成31年4月1日付け人事異動につきまして、3月20日伊佐市市職員の異動内示の発表がありました。

これに伴いまして、農業委員会等に関する法律第26条第3号の規定により、職員は農業委員会が任免することとなっておりますが、農業委員会事務局も次の職員が異動になっております。

条例等の関係で、異動発表後の任免となることをご了承願います。

それでは発表いたします。

まず、転出につきまして、KT農地振興係事務主査が建設課へ異動になりました。

続きましてについて、農地振興係に事務主査のISさんが学校教育課の

学事係から転入になります。

異動は以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
議案第9号事務局の説明のとおり任免することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって議案第9号「職員の任免について」は承認されました。

議長 その他。事務局お願いします。

事務局 総会資料の最終ページをお開きください。3月の月例報告をします。
去る5日、3月の定例常設審議委員会が鹿児島市でありまして、事務局職員が出席しております。

22日、現地調査を一斉にしております。28日、本日ですが第12回農業委員会の総会です。

4月の行事予定ですが、1日に第1回農業委員会総会を開催します。8日に農地利用最適化推進委員の委嘱状交付、その後農業委員・推進委員合同研修会、9日に4月の定例常設審議委員会が鹿児島市であります。23日が現地調査です。26日が第2回の農業委員会の総会です。

月例報告は以上です。

他にないでしょうか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

これで、平成30年度 第12回農業委員会総会を終わります。

姿勢を正してください。
一同礼。

おつかれ様でした。

【終了時間 午前10時35分】

前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会 長 会 長

伊佐市農業委員 1 番

伊佐市農業委員 2 番